

顕著な少雨・空気の乾燥・強風の場合

林野火災注意報

林野火災警報

を発令します！

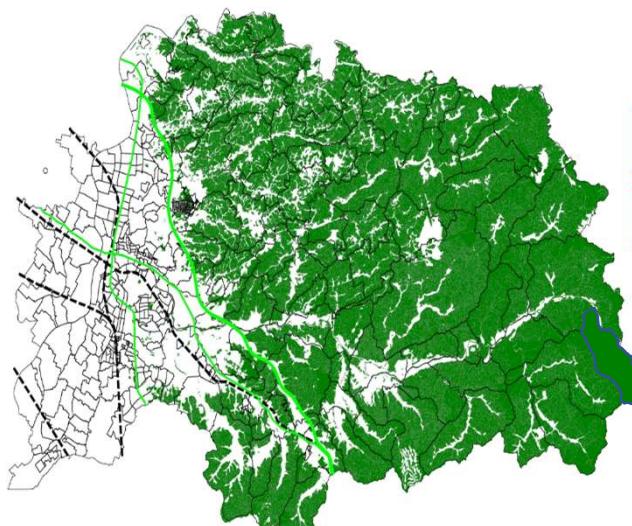
令和7年2月26日に発生した大船渡市の林野火災を受け、再発防止と被害の軽減を図るため、1月から5月までの間で、林野火災の危険性が高まっている気象状況の場合には、「林野火災注意報・警報」を発令します！屋外での火の取扱いにご注意ください！

(令和8年1月1日施行)

Q 林野火災注意報・警報が発令されたら？

A 注意報が発令された場合は、火の使用制限区域(森林エリア)では、たき火や花火など、火の使用を控えてください。
(努力義務)

警報が発令された場合は、森林エリアでの火の使用は禁止です！(義務)



Q 火の使用制限区域とは どこの森林なの？

A 岡崎市内の火の使用制限区域は、左図の緑色で示した森林エリアです。
(※詳細位置は、下の二次元コードからご確認ください。)



マップ愛知 森林情報マップ



国有林 基本図

「たき火」をする前に！

たき火とは、「火を使用する設備器具を用いないで、又は設備器具による場合でも、その本来の使用方法によらないで火をたくこと」をいいます。主に、炎を上げ、かつ火の粉が飛散する行為は、たき火に該当し、「林野火災警報」発令時、森林エリアにおいては、禁止です！

たき火などをする前には、消防署に、「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為届」を届け出してください。（この届出は、消防署の許可を意味するものではありません。）



林野火災警報発令時
の
たき火禁止例



【例外】

キャンプ場などで調理時に使用する炭やカセットコンロなどは、たき火に該当はしませんが、取扱いに十分ご注意ください。



「林野火災警報」発令の確認方法は？

おかげ防災緊急メール（防災くん）
に登録すると、確認することができます。

また、消防車等での巡回広報、岡崎市消防本部ホームページや岡崎市消防本部公式Xでもお知らせします。

おかげ
防災緊急メール
「防災くん」



【お問合せ先】岡崎市消防本部予防課 ☎0564-21-9859